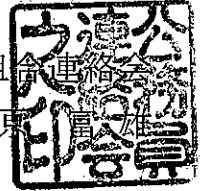


2015年8月6日

内閣総理大臣
安倍晋三様

公務員労働組合連絡会
議長 石原



本年の人事院勧告・報告に関わる要求書

常日頃、公務員労働者の処遇改善にご努力いただいていることに感謝申し上げます。さて、人事院は本日、月例給を1,469円引き上げ、一時金の支給月数を0.10月引き上げる勧告・報告とフレックスタイム制を拡充する内容の勧告を行いました。

本年の給与改定に関する勧告は、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや民間の賃上げ動向を踏まえたものであるとともに、月例給、一時金のいずれも2年連続の引上げ勧告となったのは四半世紀ぶりのことであり、勧告通り実施すべきものと考えます。

また、フレックスタイム制の拡充勧告に基づいた措置が、女性職員活躍、ワークライフバランス確保の推進等に資するよう、具体化される必要があります。あわせて、この際、長年の課題である超過勤務の縮減について、抜本的な対策に踏み込み、働き方改革を着実に進めることが求められています。

貴職におかれましては、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要求します。

記

本年の給与改定勧告及びフレックスタイム制の拡充勧告について、勧告通り実施する閣議決定を行い、所要の法案を国会に提出すること。

以上